

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第5号

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団ブロック統括センター等事務決裁規則（令和2年香川県広域水道企業団規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表1（第3条、第4条関係）					別表1（第3条、第4条関係）					
センター共通決裁事項					センター共通決裁事項					
関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分		関係 事務	事項	所長 委任	決裁区分		
			所長	課長				所長	課長	
1～5 略					1～5 略					
6 財 務 関 係 事 務	(1)～(28) 略				6 財 務 関 係 事 務	(1)～(28) 略				
	(29) 公有財産の貸付けの決定をし、条件を変更し、又は契約を解除すること。	○	<u>○</u>			(29) 公有財産の貸付けの決定をし、条件を変更し、又は契約を解除すること <u>（無償又は時価より低い価格で貸し付ける場合を除く。）</u> 。	○		<u>○</u>	
	(30) 公有財産の貸付期間を更新すること（(29)の貸付けに係るものに限る。）。	○	<u>○</u>			(30) 公有財産の貸付期間を更新すること（(29)の貸付けに係るものに限る。）。	○		<u>○</u>	
	(31) 公有財産の貸付事項の変更を承認すること（(29)の貸付けに係るものに限る。）。	○	<u>○</u>			(31) 公有財産の貸付事項の変更を承認すること（(29)の貸付けに係るものに限る。）。	○		<u>○</u>	
	<u>(32) 普通財産の譲渡又は交換を決定すること。</u>	<u>○</u>	<u>○</u>							
	<u>(33) 建物等の取壊しを決定すること。</u>	略				<u>(32) 建物等の取壊しを決定すること（<u>公有財産管理審査会の審査省略事項に該当する場合に限る。</u>）。</u>	略			
	<u>(34) 土地、建物等の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること。</u>	○	<u>○</u>			<u>(33) 土地、建物等の借入れを決定し、借入れの条件を変更し、又は借入契約を解除すること（<u>公有財産管理審査会の審査省略事項に該当する場合に限る。</u>）。</u>	○		<u>○</u>	
<u>(35) 土地、建物等の借入期間を更新す</u>	略			<u>(34) 土地、建物等の借入期間を更新す</u>	略					

	ること（(34)の借入れに係るものに限る。）。
	(36)～(42) 略
7～9	略
備考 略	

	ること。
	(35)～(41) 略
7～9	略
備考 略	

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。